

## 愛媛県原子力センター走行サーベイシステム点検業務について

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、随意契約を締結したので、次の通り公表する。

- 1 件名  
走行サーベイシステム点検業務
- 2 随意契約を締結した日  
令和8年6月22日（月曜日）
- 3 契約相手方  
株式会社松浦電弘社  
代表取締役 松浦 隆弘
- 4 契約金額  
1,720,000円（税込額1,892,000円）
- 5 契約の相手方とした理由
  - (1) 本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める業務であるため。
  - (2) 3に記載した者は、予定価格の範囲内での見積りの提示があったため。